機械	分岐器、分配器、及びタップオフ	種　類	台　数	備　考	
	保安装置	種　類	台　数	備　考	
⑵ 線路	線　条	架空及び地下の別	線　種	こう長	損　失
				m	
	電　柱	種　類	数　量	共架電柱の相手方別数量	備　考
				電気通信事業者 / 電気事業者 / その他	
		木　柱	本	本 / 本 / 本	
		コンクリート柱			
		鉄　柱			
		そ　の　他			
		計			
⑶　通信回線の電力及び線路の電圧		電　力	電　力	備　考	
			dBμ		
		電　圧			

注１　⑴のヘッドエンドの種類の欄には、例えば、「前置増幅器」、「受信増幅器」、「周波数変換器」、「変調器」のように記載すること。

２　⑴のヘッドエンドの備考欄には、ヘッドエンドの出力端子及び前置増幅器の定格出力レベル（単位　dBμ）単位を記載すること。

３　⑴の自主放送装置の種類の欄には、主たる演奏所に常置するもののみについて、例えば、スタジオカメラについては、「白黒式」、「カラー式」の別を、マイクロホンについては、「モノホニック式」、「ステレオホニック式」の別を、また、フイルム投射器については、「８ミリフイルム用」、「35ミリスライド用」のように記載すること。

４　⑴の中継増幅器の種類の欄には、例えば、「幹線増幅器」、「分岐増幅器」、「延長増幅器」のように記載すること。

５　⑴の分岐器（設備の線路に送られた電磁波を分岐する装置であって、分岐器及びタップオフでないものをいう。以下同じ。）、分配器（設備の線路に送られた電磁気を等分する装置であって、タップオフでないものをいう。以下同じ。）及びタップオフの種類の欄には、例えば、「分岐器（４分岐）」、「分配器（２分配）」、「タップオフ（４分岐）」、「タップオフ（２分配）」のように記載すること。

６　⑴の分岐器、分配器及びタップオフの備考欄には、引込端子の総数を記載すること。

７　⑴の保安装置の欄には、製品名及び製造名を記載すること。

８　⑴の各機械の種類の欄には、光電変換器がある場合は、例えば、「ＬＤ（1.5μm）」、「ＬＥＤ（0.85μm）」のように記載すること。

９　⑵の線条の線種の欄には、例えば、「７Ｃ－２Ｖ」、「６心ＧＩ型光ファイバケーブル」のように具体的に記載すること。

10　⑵の電柱の数量の欄には、共架電柱以外の電柱の本数を記載すること。

11　⑵の電柱の木柱の備考欄には、共架電柱以外の木柱について、長さが６メートル以下であるもの及び長さが６メートルを超えるものであって元口から６メートルの位置における横断面の最も長い部分の長さが10センチメートル以下であるものの本数を再掲すること。

12　⑶の備考欄には、設備の通信回線が有線電気通信設備令施行規則（昭和46年郵政省令第２号）第２条第４号及び第５号に掲げる場合に該当するものであるときは、その旨を記載すること。

13　⑶の電圧の欄に記載した値が実効値によらない場合は、その旨を付記すること。

14　受信空中線がある場合は、⑴のヘッドエンドの欄に記載し、備考欄に受信空中線の地上高（単位m）を記載すること。

４　工事開始及び設置の予定期日

注　工事を要しない場合は、設置の日を記載すること。

５　業務の概要

⑴　一般放送の種類				
⑵ 業務	使用する周波数	用　途	再放送の同意	同意を得た放送事業者名
⑶　業務区域				
⑷ 放送番組に関する事項	放送番組の編集の基準	放送時間		
		１日当たり　時間		
		主たる放送事項		
⑸　業務開始の予定期日		⑹　業務開始時の受信契約者の見込数	（　）	

注１　⑴の一般放送の種類の欄には、放送法施行規則第142条に掲げる一般放送の種類を記載すること。